

令和2年12月

第113回丹波市議会定例会議案書

人事案件は、白ページにして
います。（P1～P5）

議案第110号

丹波市石生駅西口連絡通路条例の制定について

丹波市石生駅西口連絡通路条例を次のように定める。

令和2年12月14日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市石生駅西口連絡通路条例

(設置)

第1条 石生駅利用者の利便性を高めるとともに、安全かつ円滑な通行を確保するため、丹波市石生駅西口連絡通路を設置する。

(名称及び位置)

第2条 丹波市石生駅西口連絡通路の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
丹波市石生駅西口連絡通路	丹波市氷上町石生2705番地

(行為の制限)

第3条 丹波市石生駅西口連絡通路（以下「施設」という。）において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならぬ。

(1) 行商、募金その他これらに類する行為をすること。

(2) 啓発又は広報活動を行うこと。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が管理上必要があると認める行為をすること。

(行為の禁止)

第4条 施設においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、市長の許可に係るものについては、この限りでない。

(1) 施設を損傷し、又は汚損すること。

(2) 通行者の妨害となる行為をすること。

(3) 危険物を持ち込むこと。

(4) 喫煙をすること。

(5) 寝泊りすること。

(6) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。

(7) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められる行為をすること。

(8) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があり、又は不適当と認められること。

(利用の制限)

第5条 市長は、施設の損傷その他の理由によりその利用が危険であると認めたとき、又は管理上やむを得ないと認めるときは、その利用を禁止し、又は制限することができる。

(損害賠償の義務)

第6条 故意又は過失により施設を損傷し、又は滅失した者は、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(その他)

第7条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第111号

兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、令和3年4月1日付けで北播磨清掃事務組合の兵庫県市町村職員退職手当組合からの脱退及び市川町外三ヶ市町共有財産事務組合の加入に伴い、兵庫県市町村職員退職手当組合規約を次のとおり変更することについて協議する。

よって、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和2年12月14日提出

丹波市長 林 時彦

兵庫県市町村職員退職手当組合規約の一部を改正する規約

兵庫県市町村職員退職手当組合規約（昭和30年兵庫県告示第197号の12）の一部を次のように改正する。

別表第1号表中「北播磨清掃事務組合」を「市川町外三ヶ市町共有財産事務組合」に改める。

附 則

この規約は、令和3年4月1日から施行する。

議案第112号

丹波市立山南農業者等体育施設の廃止について

丹波市立山南農業者等体育施設を廃止したいので、丹波市議会の議決を経なければならない重要な公の施設の利用等に関する条例（平成16年丹波市条例第59号）第3条の規定に基づき、同意を求める。

令和2年12月14日提出

丹波市長 林 時彦

- 1 施設名 丹波市立山南農業者等体育施設
- 2 所在地 丹波市山南町谷川1348番地
- 3 用途 スポーツ施設
- 4 廃止年月日 令和3年6月1日

議案第113号

丹波市立山南中央公園の廃止について

丹波市立山南中央公園を廃止したいので、丹波市議会の議決を経なければならぬ重要な公の施設の利用等に関する条例（平成16年丹波市条例第59号）第3条の規定に基づき、同意を求める。

令和2年12月14日提出

丹波市長 林 時彦

1 施設名 丹波市立山南中央公園

2 所在地 丹波市山南町谷川1348番地

3 用途 スポーツ施設

4 廃止年月日 令和3年6月1日

議案第114号

丹波市立山南B & G海洋センタープールの廃止について

丹波市立山南B & G海洋センタープールを廃止したいので、丹波市議会の議決を経なければならない重要な公の施設の利用等に関する条例（平成16年丹波市条例第59号）第3条の規定に基づき、同意を求める。

令和2年12月14日提出

丹波市長 林 時彦

- 1 施設名 丹波市立山南B & G海洋センタープール
- 2 所在地 丹波市山南町谷川1332番地1
- 3 用途 スポーツ施設
- 4 廃止年月日 令和3年6月1日

議案第115号

丹波市立スポーツ施設条例及び丹波市立市民プール条例の一部を
改正する条例の制定について

丹波市立スポーツ施設条例及び丹波市立市民プール条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年12月14日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市立スポーツ施設条例及び丹波市立市民プール条例の一部を
改正する条例

(丹波市立スポーツ施設条例の一部改正)

第1条 丹波市立スポーツ施設条例(平成16年丹波市条例第94号)の一部を次のように改正する。

別表第1 丹波市立山南農業者等体育施設の項及び丹波市立山南中央公園の項を削る。

別表第2 丹波市立山南農業者等体育施設の表及び丹波市立山南中央公園の表を削る。

(丹波市立市民プール条例の一部改正)

第2条 丹波市立市民プール条例(平成26年丹波市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第2条の表丹波市立山南B&G海洋センタープールの項を削る。

別表丹波市立山南B&G海洋センタープールの表を削る。

附 則

この条例は、令和3年6月1日から施行する。

議案第116号

丹波市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化
のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条
例の制定について

丹波市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年12月14日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化
のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条
例

丹波市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例(平成21年丹波市条例第43号)の一部を次のように改正する。

第2条中「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第117号

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

令和2年12月14日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(丹波市税外徴収金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例の一部改正)
第1条 丹波市税外徴収金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例（平成16年丹波市条例第57号）の一部を次のように改正する。

附則第3条第1項中「特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「（以下「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改める。

(丹波市介護保険条例の一部改正)
第2条 丹波市介護保険条例（平成16年丹波市条例第130号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第1項中「特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「（以下「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改める。

(丹波市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)
第3条 丹波市後期高齢者医療に関する条例（平成20年丹波市条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則第2条第1項中「特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「（以下「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」

に、「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の丹波市税外徴収金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の期間に対応する税外徴収金に係る延滞金について適用し、同日前の期間に対応する税外徴収金に係る延滞金については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の丹波市介護保険条例の規定は、この条例の施行の日以後の期間に対応する介護保険料に係る延滞金について適用し、同日前の期間に対応する介護保険料に係る延滞金については、なお従前の例による。
- 4 第3条の規定による改正後の丹波市後期高齢者医療に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の期間に対応する後期高齢者医療保険料に係る延滞金について適用し、同日前の期間に対応する後期高齢者医療保険料に係る延滞金については、なお従前の例による。

議案第118号

丹波市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

丹波市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年12月14日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

丹波市国民健康保険税条例（平成17年丹波市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第23条中「同条第3項本文」を「第2条第3項本文」に、「同条第4項本文」を「第2条第4項本文」に改め、同条第1号中「33万円」を「43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）」に改め、同条第2号及び第3号中「33万円」を「43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）」に改める。

附則第4項中「所得税法（昭和40年法律第33号）」を「所得税法」に改め、「同条中「法第703条の5に規定する総所得金額」の右に「及び山林所得金額」を加え、「とする。）」を「とする。」及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」に改める。

附 則
(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。ただし、第23条の改正規定（「同条第3項本文」を「第2条第3項本文」に、「同条第4項本文」を「第2条第4項本文」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。
(適用区分)
- 2 改正後の丹波市国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第119号

丹波市斎場に係る指定管理者の指定について

丹波市斎場に係る指定管理者に次の者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議決を求める。

令和2年12月14日提出

丹波市長 林 時彦

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設

名称	位置
丹波市柏原斎場 つつじ苑	丹波市柏原町下小倉2088番地20
丹波市氷上斎場	丹波市氷上町絹山1025番地1

2 指定管理者となる団体の名称等

名称 株式会社 五輪
代表者 代表取締役 宮本 幸司朗
所在地 富山県富山市奥田新町12番3号

3 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議案第120号

丹波市障害者総合支援条例の一部を改正する条例の制定について

丹波市障害者総合支援条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年12月14日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市障害者総合支援条例の一部を改正する条例

丹波市障害者総合支援条例（平成18年丹波市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第1条中「市が障害者」を「市が障がい者」に改める。

第3条第1項第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 理解促進研修・啓発事業
- (2) 自発的活動支援事業

第3条第1項第6号から第8号までを次のように改める。

- (6) 意思疎通支援事業
- (7) 日常生活用具給付等事業
- (8) 手話奉仕員養成研修事業

第3条第1項第10号を次のように改める。

- (10) 地域活動支援センター機能強化事業

第3条第2項各号を次のように改める。

- (1) 福祉ホームの運営事業
- (2) 訪問入浴サービス事業
- (3) 生活訓練等事業
- (4) 日中一時支援事業
- (5) 巡回支援専門員整備事業
- (6) レクリエーション活動等支援事業
- (7) 点字・声の広報等発行事業
- (8) 障害支援区分認定等事務事業
- (9) 自動車運転免許取得・改造助成事業
- (10) 更生訓練費給付事業

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

事業区分	事業の名称等	区分1	区分2	利用料金
第3条	移動支援事業	個別支援	—	30分当たり100円

第1項 に掲げ る事業	グループ 支援	—	1人につき30分当たり50円
	車両移送	旧町域内	乗車1回につき500円
		旧町域外	乗車1回につき1,000円
		通院利用	乗車1回につき500円
第3条 第2項 に掲げ る事業	訪問入浴サービス 事業	—	事業に要する費用の1割 に相当する金額
	日中一時支援事業	基本事業 1回の利用 時間が4時 間以下	1回につき150円
		1回の利用 時間が4時 間を超え8 時間以下	1回につき400円
		1回の利用 時間が8時 間を超える 時間	1回につき650円
	入浴	—	1回につき50円
	送迎	—	片道1回につき50円

附 則
(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の丹波市障害者総合支援条例（以下「新条例」という。）の利用料金に関する規定は、令和3年4月1日以後の利用について適用し、同日前までの利用に係る利用料金については、なお従前の例による。
- 3 新条例の利用料金の適用については、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間、別表中「500円」とあるのは「300円」と、「1,000円」とあるのは「600円」とする。

議案第121号

丹波市立障害者地域活動支援センターに係る指定管理者の指定について

丹波市立障害者地域活動支援センターに係る指定管理者に次の者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議決を求める。

令和2年12月14日提出

丹波市長 林 時彦

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設

名 称 丹波市立障害者地域活動支援センター
位 置 丹波市柏原町柏原1018番地1

2 指定管理者となる団体の名称等

名 称 特定非営利活動法人 かたくり
代表者 理事長 小寺 昌樹
所在地 兵庫県丹波市柏原町柏原1018番地1

3 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議案第122号

丹波市立とれとれ市農産物直売施設ひかみ四季菜館に係る指定管理者の指定について

丹波市立とれとれ市農産物直売施設ひかみ四季菜館に係る指定管理者に次の者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議決を求める。

令和2年12月14日提出

丹波市長 林 時彦

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設

名 称 丹波市立とれとれ市農産物直売施設ひかみ四季菜館
位 置 丹波市氷上町犬岡467番地1

2 指定管理者となる団体の名称等

名 称 丹波とれとれ市
代表者 会長 長尾 啓二朗
所在地 兵庫県丹波市氷上町犬岡467番地1

3 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議案第123号

丹波市立道の駅あおがき直販加工施設に係る指定管理者の指定について

丹波市立道の駅あおがき直販加工施設に係る指定管理者に次の者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議決を求める。

令和2年12月14日提出

丹波市長 林 時彦

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設
名 称 丹波市立道の駅あおがき直販加工施設
位 置 丹波市青垣町西芦田541番地 1
- 2 指定管理者となる団体の名称等
名 称 株式会社 おいでな青垣
代表者 代表取締役 大谷 吉春
所在地 兵庫県丹波市青垣町西芦田541番地
- 3 指定の期間
令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議案第124号

丹波市立道の駅丹波おばあちゃんの里に係る指定管理者の指定について

丹波市立道の駅丹波おばあちゃんの里に係る指定管理者に次の者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議決を求める。

令和2年12月14日提出

丹波市長 林 時彦

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設
名 称 丹波市立道の駅丹波おばあちゃんの里
位 置 丹波市春日町七日市710番地
- 2 指定管理者となる団体の名称等
名 称 丹波ふるさと振興 株式会社
代表者 代表取締役 柳川 拓三
所在地 兵庫県丹波市春日町七日市710番地
- 3 指定の期間
令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議案第125号

丹波市立市島有機センター条例の一部を改正する条例の制定について

丹波市立市島有機センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年12月14日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市立市島有機センター条例の一部を改正する条例

丹波市立市島有機センター条例（平成16年丹波市条例第162号）の一部を次のように改正する。

第6条中「合計額に消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の額に相当する額を加えた」を削る。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

（消費税を含む。）

種別	区分	料金
施設手数料	家畜ふん処理手数料 乳牛（経産牛） 1トン当たり	495円
	家畜ふん処理手数料 和牛 1トン当たり	275円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の丹波市立市島有機センター条例の手数料に関する規定は、令和3年4月1日以後の家畜ふん処理に係る施設手数料について適用し、同日前までの家畜ふん処理に係る施設手数料については、なお従前の例による。

議案第126号

丹波市立丹波悠遊の森条例の一部を改正する条例の制定について

丹波市立丹波悠遊の森条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年12月14日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市立丹波悠遊の森条例の一部を改正する条例

丹波市立丹波悠遊の森条例（平成18年丹波市条例第72号）の一部を次のように改正する。

第8条中「次のとおりとする」を「指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めた日とする」に改め、同条各号を削る。

別表を次のように改める。

別表（第13条、第20条関係）

施設等利用料金表

1 宿泊の使用

ログハウス1棟の利用料金

（消費税含む。）

区分	利用料金			
	4人以内	1人増えるごとに	時間延長料1時間ごとに	
ログハウス	コテージ「ウグイス」 (6人用・福祉棟)	27,230円	5,440円	2,720円
	コテージ「エナガ」 (12人用)	29,950円	3,810円	2,990円
	コテージ「メジロ」 (6人用)	24,500円	4,900円	2,450円
	コテージ「ヤマガラ」 (6人用)	24,500円	4,900円	2,450円
	コテージ「ホオジロ」 (6人用・和室)	24,500円	4,900円	2,450円

古代体験村七ツ塚キャンプ場の利用料金

（消費税含む。）

区分	利用料金		
	6人以内	浴室利用を伴う場合	備考

キャンプサイト	9,420 円	1人につき 520 円加算	
---------	---------	---------------	--

備考

- 1 宿泊に係るログハウスの入室は午後4時からとし、退室は午前10時までとする。
- 2 キャンプサイトの利用は、午後1時から翌日の午前11時まで（2泊以上 の場合は、午後1時から最終日の午前11時まで）とする。

2 宿泊以外の使用

(消費税含む。)

区分	利用料金		
	午前9時から午後 6時まで	午後6時から午後 10時まで	備考
	1時間につき	1時間につき	
森林生態学習舎	930 円	1,410 円	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
(準備行為)
- 2 この条例による改正後の丹波市立丹波悠遊の森条例（以下「新条例」という。）第8条の規定による休館日を定めることに關し必要な手續その他のこの条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。
(経過措置)
- 3 新条例の利用料金に関する規定は、施行日以後の利用について適用し、同日前までの利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

議案第127号

丹波市立薬草薬樹公園条例の一部を改正する条例の制定について

丹波市立薬草薬樹公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年12月14日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市立薬草薬樹公園条例の一部を改正する条例

丹波市立薬草薬樹公園条例（平成18年丹波市条例第76号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1号を加える。

(6) グラウンドゴルフ場

第12条第1項及び第18条中「別表第3」を「別表第4」に改める。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第12条、第18条関係）

山南農産物処理加工及び実習施設利用料金

（消費税含む。）

体験実習室		冷暖房費（体験実習室）
区分	利用料金	利用料金の30%の額
午前9時から正午まで	3,140円	
午後1時から午後5時まで	4,190円	
午後6時から午後9時まで	4,190円	

備考

1 1区分につき、1事業のみ利用することができる。

2 利用料金に端数が生じる場合は、10円未満を切り捨てるものとする。

別表第3の次に次の1表を加える。

別表第4（第12条、第18条関係）

グラウンドゴルフ場利用料金

（消費税含む。）

区分		利用料金
共同利用	1人1ラウンド (8ホール)	330円
専用利用	3時間以内	9,900円
	6時間以内	19,800円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の丹波市立薬草園公園条例の規定によるグラウンドゴルフ場の利用の許可その他のこの条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行日前においても行うことができる。

議案第128号

丹波市立丹波悠遊の森に係る指定管理者の指定について

丹波市立丹波悠遊の森に係る指定管理者に次の者を指定することについて、
地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議決を求
める。

令和2年12月14日提出

丹波市長 林 時彦

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設

名 称 丹波市立丹波悠遊の森
位 置 丹波市柏原町大新屋1153番地2

2 指定管理者となる団体の名称等

名 称 株式会社 丹波悠遊の森協会
代表者 代表取締役 山口 嘉幸
所在地 兵庫県丹波市柏原町大新屋1114番地

3 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議案第129号

丹波市立ウッディプラザ山の駅に係る指定管理者の指定について

丹波市立ウッディプラザ山の駅に係る指定管理者に次の者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議決を求める。

令和2年12月14日提出

丹波市長 林 時彦

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設

名 称 丹波市立ウッディプラザ山の駅
位 置 丹波市柏原町柏原1146番地1

2 指定管理者となる団体の名称等

名 称 丹波市商工会
代表者 会長 篠倉 庸良
所在地 兵庫県丹波市氷上町成松140番地7

3 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議案第130号

丹波市立今出川親水公園に係る指定管理者の指定について

丹波市立今出川親水公園に係る指定管理者に次の者を指定することについて、
地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議決を求
める。

令和2年12月14日提出

丹波市長 林 時彦

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設

名 称 丹波市立今出川親水公園
位 置 丹波市青垣町遠阪1625番地

2 指定管理者となる団体の名称等

名 称 農事組合法人 今出せせらぎ園
代表者 代表理事 山中 利樹
所在地 兵庫県丹波市青垣町遠阪1550番地

3 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議案第131号

丹波市立大杉ダム自然公園に係る指定管理者の指定について

丹波市立大杉ダム自然公園に係る指定管理者に次の者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議決を求める。

令和2年12月14日提出

丹波市長 林 時彦

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設

名 称 丹波市立大杉ダム自然公園
位 置 丹波市市島町徳尾2162番地2

2 指定管理者となる団体の名称等

名 称 前山地区自治振興会
代表者 会長 坂根 真一
所在地 兵庫県丹波市市島町上竹田180番地

3 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議案第132号

丹波市立石生第1公園に係る指定管理者の指定について

丹波市立石生第1公園に係る指定管理者に次の者を指定することについて、
地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議決を求
める。

令和2年12月14日提出

丹波市長 林 時彦

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設

名 称 丹波市立石生第1公園
位 置 丹波市氷上町石生1586番地1

2 指定管理者となる団体等の名称

名 称 南町自治会
代表者 自治会長 伊田 稔
所在地 兵庫県丹波市氷上町石生1511番地2

3 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議案第133号

丹波市立石生第2公園に係る指定管理者の指定について

丹波市立石生第2公園に係る指定管理者に次の者を指定することについて、
地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議決を求
める。

令和2年12月14日提出

丹波市長 林 時彦

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設

名 称 丹波市立石生第2公園
位 置 丹波市氷上町石生1444番地

2 指定管理者となる団体等の名称

名 称 領町区自治会
代表者 自治会長 岡林 敏
所在地 兵庫県丹波市氷上町石生1296番地 1

3 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議案第134号

丹波市立西中東公園に係る指定管理者の指定について

丹波市立西中東公園に係る指定管理者に次の者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議決を求める。

令和2年12月14日提出

丹波市長 林 時彦

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設

名 称 丹波市立西中東公園
位 置 丹波市氷上町西中68番地1

2 指定管理者となる団体等の名称

名 称 西中東自治会
代表者 自治会長 平井 正彦
所在地 兵庫県丹波市氷上町西中68番地3

3 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議案第135号

丹波市立西中西公園に係る指定管理者の指定について

丹波市立西中西公園に係る指定管理者に次の者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議決を求める。

令和2年12月14日提出

丹波市長 林 時彦

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設

名 称 丹波市立西中西公園
位 置 丹波市氷上町西中378番地11

2 指定管理者となる団体等の名称

名 称 西中西自治会
代表者 自治会長 小南 慎一
所在地 兵庫県丹波市氷上町西中372番地1

3 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議案第136号

丹波市立西中南公園に係る指定管理者の指定について

丹波市立西中南公園に係る指定管理者に次の者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議決を求める。

令和2年12月14日提出

丹波市長 林 時彦

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設

名 称 丹波市立西中南公園
位 置 丹波市氷上町西中454番地3

2 指定管理者となる団体等の名称

名 称 西中南自治会
代表者 自治会長 坂田 一実
所在地 兵庫県丹波市氷上町上成松59番地

3 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議案第137号

丹波市立西中北東公園に係る指定管理者の指定について

丹波市立西中北東公園に係る指定管理者に次の者を指定することについて、
地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議決を求
める。

令和2年12月14日提出

丹波市長 林 時彦

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設

名 称 丹波市立西中北東公園
位 置 丹波市氷上町西中615番地58

2 指定管理者となる団体等の名称

名 称 西中北東自治会
代表者 自治会長 北野 富士夫
所在地 兵庫県丹波市氷上町西中23番地 3

3 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議案第138号

丹波市立西中北西公園に係る指定管理者の指定について

丹波市立西中北西公園に係る指定管理者に次の者を指定することについて、
地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議決を求
める。

令和2年12月14日提出

丹波市長 林 時彦

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設

名 称 丹波市立西中北西公園
位 置 丹波市氷上町成松70番地1

2 指定管理者となる団体等の名称

名 称 西中北西自治会
代表者 自治会長 川口 政春
所在地 兵庫県丹波市氷上町成松566番地2

3 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議案第139号

柏原・氷上学校給食センター厨房機器購入契約の締結について

柏原・氷上学校給食センター厨房機器購入契約を次のとおり締結したいので、丹波市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年丹波市条例第50号）第3条の規定により、議決を求める。

令和2年12月14日提出

丹波市長 林 時彦

- | | |
|----------|---|
| 1 物品名 | 柏原・氷上学校給食センター厨房機器 |
| 2 契約金額 | 106,700,000円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 9,700,000円) |
| 3 契約の相手方 | 名 称 株式会社 アイホー 神戸営業所
代表者 所長 三輪 浩平
所在地 兵庫県神戸市東灘区住吉宮町1丁目21番16号 |

議案第140号

丹波市立氷上回廊水分れフィールドミュージアム条例の制定について

丹波市立氷上回廊水分れフィールドミュージアム条例を次のように定める。

令和2年12月14日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市立氷上回廊水分れフィールドミュージアム条例

(設置)

第1条 本州一標高の低い中央分水界である氷上回廊で育まれてきた地域特有の自然の多様性、豊かな文化及び歴史を貴重な地域資源として次世代に継承していく取組を広げるため、市域全体を博物館のフィールドに位置づけ、氷上回廊の価値の理解及び当該取組の機運醸成を図るための拠点として、丹波市立氷上回廊水分れフィールドミュージアムを設置する。

(名称及び位置)

第2条 丹波市立氷上回廊水分れフィールドミュージアムの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
丹波市立氷上回廊水分れフィールドミュージアム	丹波市氷上町石生1155番地

(事業)

第3条 丹波市立氷上回廊水分れフィールドミュージアム（以下「博物館」という。）は、次の事業を行う。

(1) 氷上回廊をとりまく豊かな自然や文化等に関する情報を収集、保存及び展示並びに普及活動及び教育活動を行うこと。

(2) 博物館の利用に関し、必要な説明及び指導を行うこと。

(3) 前2号に掲げるもののほか、博物館の目的を達成するために必要な事業

(職員)

第4条 博物館に館長その他必要な職員を置く。

(観覧料)

第5条 展示室を観覧しようとする者は、別表第1に定める観覧料を納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、特別展示の場合の観覧料は、市長が別に定める。
(使用の許可)

第6条 別表第2に掲げる施設を使用しようとする者は、あらかじめ丹波市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするとても、同様とする。

2 教育委員会は、前項の許可をする場合において、博物館の管理上必要な条件を付することができる。

(使用許可の制限)

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を許可しないことができる。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。

(2) 博物館の施設若しくは設備を損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。

(3) その他教育委員会が管理上支障があると認めるとき。

(使用権の譲渡等の禁止)

第8条 第6条の規定による使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、その権利を他人に譲渡し、若しくは転貸し、又は許可目的以外に使用してはならない。

(特別設備の制限)

第9条 使用者は、博物館を使用するに当たって、特別の設備をし、又は備付けの物品以外の物品を使用する場合は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

(使用許可の取消し等)

第10条 教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、若しくは使用の許可を取り消し、又は使用を中止し、若しくは制限することができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 使用許可の条件に違反したとき。

(3) その他教育委員会が必要と認めたとき。

2 前項の規定により許可した事項を変更し、若しくは使用の許可を取り消し、又は使用を中止し、若しくは制限を命じた場合において、使用者に損害が生じても、教育委員会は、その損害の責めを負わないものとする。ただし、教育委員会がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

(使用料)

第11条 使用者は、別表第2に掲げる使用料を前納しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があるとして後納を認めるときは、この限りでない。

(観覧料等の免除)

第12条 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、第5条の観覧料及び前条の使用料(以下「観覧料等」という。)の全部又は一部を免除することができる。

(観覧料等の還付)

第13条 既に納めた観覧料等は、還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(原状回復の義務)

第14条 使用者は、施設の使用が終わったときは、速やかに原状に回復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。第10条の規定により使用許可の取消し又は使用の中止の処分を受けたときも、同様とする。

2 使用者が、前項の義務を履行しないときは、教育委員会において原状に回復し、これに要した費用は、使用者の負担とする。

(損害賠償の義務)

第15条 博物館の施設、備品及び資料を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に復し、代物を弁償し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(運営委員会)

第16条 博物館の運営を円滑に行うため、氷上回廊水分れフィールドミュージアム運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会に関し、必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(その他)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年3月20日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第6条に規定する許可その他のこの条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行日前においても行うことができる。

(丹波市特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 丹波市特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年丹波市条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

歴史民俗資料館運営委員会委員	大学教授、准教授	1回	20,000
	上記以外	日額	7,000
柏原藩陣屋跡整備委員会委員	大学教授、准教授	1回	20,000
	上記以外	日額	7,000

」

を

「

歴史民俗資料館運営委員会委員	大学教授、准教授	1回	20,000
	上記以外	日額	7,000
氷上回廊水分れフィールドミュージアム運営委員会委員	大学教授、准教授	1回	20,000
	上記以外	日額	7,000
柏原藩陣屋跡整備委員会委員	大学教授、准教授	1回	20,000
	上記以外	日額	7,000

」

に改める。

(丹波市立歴史民俗資料館条例の一部改正)

- 4 丹波市立歴史民俗資料館条例（平成16年丹波市条例第98号）の一部を次のように改正する。

第2条の表丹波市立水分れ資料館の項を削る。

第3条第5号中「事項」を「事業」に改める。

第5条から第9条までを削る。

第10条の見出し中「及び使用料」を削り、同条第1項中「及び使用料（以下「使用料等」という。）」を削り、同条第2項中「使用料等」を「入館料」に、「教育委員会」を「市長」に改め、同条を第5条とする。

第11条の見出し中「使用料等」を「入館料」に改め、同条中「市長」を「教育委員会」に、「使用料等」を「入館料の全部又は一部」に改め、同条を第6条とする。

第12条（見出しを含む。）中「使用料等」を「入館料」に改め、同条を第7条とする。

第13条を削り、第14条を第8条とし、第15条を第9条とし、第16条を第10条とする。

別表中「（第10条関係）」を「（第5条関係）」に改め、同表丹波市水分れ資料館の表を削る。

別表第1（第5条関係）

観覧料

（消費税含む。）

区分	金額		備考
	個人	団体	
大人（高校生以上）	210円	100円	団体は20人以上で、
小・中学生	100円	50円	引率者がある場合

備考 学齢に達しない者は、無料とする。

別表第2（第6条、第11条関係）

施設使用料

（消費税含む。）

室名	単位		金額	
	時間	冷暖房	市内	市外
多目的スペース	1時間	使用	310円	520円
		未使用	210円	410円
交流ギャラリー	1時間	使用	470円	780円
		未使用	310円	620円

備考

- 「市内」とは市内居住者、市内事業所勤務者及び市内学校在学者を、「市外」とはそれ以外の者をいう。
- 市内及び市外の者が混同して使用する場合において、市外の者がおおむね半数を超えるときは、市外の施設使用料を適用する。